（子ども・子育て支援法の一部改正）

第十九条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十七条の八」を「第三十七条の八第一項」に改め、同条第五項中「第十八条（第二項を除く。）及び」を削る。

第五条第二項第四号中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第八条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「事項」を「事項又は第六項に規定する事項」に、「当該特定事業に」を「これらの事項に」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項第六号に掲げる事項には、第二条第二項第一号又は第二号に掲げる事業の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この項及び第二十七条の六において「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項において同じ。）に関する事項を定めることができる。この場合においては、当該事項として、当該補助金等交付財産及び当該補助金等交付財産の活用をする者並びに当該事業における当該補助金等交付財産の利用の方法を定めるものとする。

第九条第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第十条第二項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改め、「（第十二条第一項」の下に「及び第二十四条第一項」を加え、「第二十四条第二項及び第五項」を「第二十三条第二項及び第五項、第二十四条第二項」に改め、同項の表第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に、「別表第十三号」を「別表第十二号」に改め、同表第二十三条第二項の項中「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同表第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第六項の項中「第二十四条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十四条第一項	地方公共団体が、その	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の
	当該地方公共団体	当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体

第十条第四項及び第五項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第十一条第一項中「第八条第七項各号」を「第八条第八項各号」に改め、「、第十八条第七項第一号、第二十条の五第二十一項第一号」を削り、同条第三項中「第八条第十項」を「第八条第十一項」に改める。

第十三条第一項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条に見出しとして「（農地法等の特例）」を付し、同条第一項中「（農地等」を「（農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）」に、「別表の七の項」を「別表の六の項」に、「農地法」を「同法」に改め、同条第六項中「指定都市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）」に改める。

第十九条の二第一項中「別表の七の二の項」を「別表の七の項」に改める。

第二十条の三から第二十条の五までを削る。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第二十七条の六　国家戦略特別区域会議が、第八条第六項に規定する事項を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた同項に規定する者に対する補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなす。

第二十八条の四第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

第三十条第一項第四号中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改める。

第三十七条の六中「医薬品（医薬品医療機器等法」を「医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）」に改める。

第三十七条の八中「の確保」の下に「並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項に規定する援助について準用する。この場合において、これらの規定中「、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七条の八第一項」と読み替えるものとする。

別表中六の項を削り、七の項を六の項とし、七の二の項を七の項とし、八の三の項から八の五の項までを削る。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十三条」を「第二十二条」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条　削除

（狂犬病予防法の特例）

第二十二条　市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十二号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病